

令和4年8月22日

民生環境常任委員協議会会議概要

委員長 村川みどり

副委員長 澁谷洋子

1 **開催日時** 令和4年8月22日（月曜日）午前10時58分～午前11時40分

2 **開催場所** 第1・2委員会室

3 **報告事項**

(1) 令和4年第3回定例会提出予定案件

①青森市児童福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

②決算の認定について（令和3年度青森市病院事業会計決算）

(2) その他

①ごみの減量化の進捗状況について

【挙手による報告】

(1) 共同経営・統合新病院整備に係る基本的事項（案）について

○出席委員

委員長 村川みどり

副委員長 澁谷洋子

委員 赤平勇人

委員 奈良祥孝

委員 中村節雄

委員 小豆畑 緑

委員 渡部伸広

委員 藤田 誠

○欠席委員

委員 木戸喜美男

○説明のため出席した者の職氏名

環境部長 高村功輝

福祉部長 福井直文

保健部長 坪真紀子

保健部理事 千葉康伸

市民病院事務局長 岸田耕司

環境部次長 泉宏明

福祉部次長 加福拓志

市民病院事務局次長 長内哲史

市民病院事務局次長 今国弘

環境政策課長 白川清悦

福祉政策課長 福島清裕

市民病院事務局総務課長 阿部崇

関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主事 北山賢臣

議事調査課主査 岩間憲仁

議事調査課主査 猪口茂樹

○村川みどり委員長 ただいまから、民生環境常任委員協議会を開会いたします。

本日、所要のため、木戸委員が欠席となっています。

それでは、本日の案件に入ります。

「令和4年第3回定例会提出予定案件」について、報告を求めます。なお、質疑については、事前審査とならないようお願いいたします。

初めに、「青森市児童福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）令和4年第3回青森市議会定例会に提出を予定しております「青森市児童福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

配付しております資料を御覧ください。

初めに、「1 制定理由」についてですが、馬屋尻児童遊園の廃止等をするため、所要の改正を行うものであります。

次に、「2 児童遊園の概要」についてであります。児童遊園は、児童福祉法第40条の規定に基づき児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的とする施設として、本市には現在、37か所整備されております。

次に、「3 廃止に係る経緯等」についてであります。令和3年10月29日付で東岳地区連合町会から、東陽小学校・宮田保育園と隣接する宮田児童遊園を利用する子どもはいるものの、馬屋尻児童遊園を利用する子どもはいないため、町会活動の負担軽減のために廃止してほしいとの要望書が提出されたものであります。

次に、「4 その他の改正」につきましては、戸門町会が管理する共有地に設置しております戸門児童遊園について、平成30年から戸門町会が町会法人化のため共有地の登記関係を確認していたところ、これまで当該児童遊園用地を戸門字山部142番地60としていたものが、正しい所在地が戸門字山部101番地3であることが判明したことにより改正をするものであります。

次に、「5 施行期日」につきましては令和4年11月1日としておりますが、「4 その他の改正」に係る改正については施行期日を公布の日としております。

説明は以上でございます。

○村川みどり委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 確認ですが、馬屋尻児童遊園の土地所有者は青森県になっているんですけれども、もし、これが廃止された場合には、その土地は青森県に返すということになるんでしょうか。

○村川みどり委員長 福祉部長。

○福井直文福祉部長 土地については、県から無償で借りているもので、廃止した

段階で土地は県に返すことになります。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 それから、今、もし分かれば教えてほしいんですが、宮田児童遊園、ここの管理は町会で行っているんでしょうか。

○村川みどり委員長 福祉部長。

○福井直文福祉部長 児童遊園の管理は、市で管理しておりますので——まあ、ただ、ちょっとした草刈りとか、その辺は地元の町会等をお願いしておりますけれども、管理主体は市で管理しております。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 となると、馬屋尻の町会で活動の負担軽減と言っているところは、その草刈りとか、そういった部分のことを指しているということですか。

○村川みどり委員長 福祉部長。

○福井直文福祉部長 赤平委員がおっしゃるとおり、市で基本的には管理するんですけども、ちょっとした草刈りとかは地元をお願いしてというか、地元のほうで自主的にやっていただいておりますので、その部分の負担軽減ということで、要望書を提出いただいております。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 分かりました。

○村川みどり委員長 ほかに御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 なければ、質疑はこれにて終了します。

次に、「決算の認定について（令和3年度青森市病院事業会計決算）」の報告を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 令和3年度青森市病院事業会計決算の御説明をさせていただきます。

青森市病院事業会計決算は、青森市民病院と青森市立浪岡病院を連結した決算となりますので、青森市民病院、青森市立浪岡病院、病院事業会計全体の順で御説明いたします。

最初に、青森市民病院分を御説明いたします。

資料1を御覧ください。

資料の左側の収益的収入であります。大きくは、市民病院事業収益と高等看護学院事業収益の2つに分けられ、そのうち、市民病院事業収益は、医業収益と医業外収益に分かれています。

まず、医業収益のうち入院収益ですが、備考欄を御覧ください。

延べ患者数については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による受診控えの改善により9万9770人と前年度比4716人の増、1日平均患者数は273.3人と前年度比12.9人の増となり、許可病床459床ベースでの病床利用率は59.6%と前年度

比 2.9 ポイントの増となったところです。参考であります。感染症病床 14 床を含めた 3 月 31 日時点の稼働病床 366 床ベースでは、病床利用率は 74.6%となります。

診療単価については、手術件数の増等により 6 万 788 円と前年度比 2433 円の増となったところです。

その結果、入院収益は 60 億 6482 万 1000 円、前年度比 5 億 1789 万 9000 円の増となったところです。

次に、備考欄の外来を御覧ください。

診療単価については、化学療法の減等により 1 万 1760 円と前年度比 338 円の減となったものの、延患者数が、入院同様、新型コロナウイルス感染症による受診控えの改善により 18 万 1438 人と前年度比 7911 人の増、1 日平均患者数は 749.7 人と前年度比 35.6 人の増となり、外来収益は 21 億 3368 万 6000 円、前年度比 3432 万 2000 円の増となったところです。

次に、その他医業収益は、他会計負担金の増等により 4 億 4905 万 9000 円、前年度比 1301 万 2000 円の増となったところです。

その結果、医業収益の計は 86 億 4756 万 6000 円、前年度比 5 億 6523 万 3000 円の増となったところです。

次に、医業外収益ですが、新型コロナウイルス感染症に係る県補助金の増等により 27 億 1554 万 6000 円、前年度比 5 億 1849 万円の増となったところです。

高等看護学院事業収益は、退職給付費の減に伴う他会計負担金の減少等の影響により 7240 万 9000 円、前年度比 2078 万 3000 円の減となったところです。

この結果、経常収益の計①——黄色のところではありますが、114 億 3552 万 1000 円、前年度比 10 億 6294 万円の増となったところです。

次に、資料右側の収益的支出を御覧ください。

収益的支出についても、大きくは、市民病院事業費用と高等看護学院事業費用の 2 つに分けられ、そのうち、市民病院事業費用は、医業費用と医業外費用に分かれています。

費用は増減で説明させていただきますが、医業費用のうち、給与費は、正職員数の減等に伴い、前年度比 6605 万 3000 円の減、薬品費や診療材料費などの材料費は、患者数の増に伴い、前年度比 9886 万 7000 円の増、経費は、原油高の影響に伴う燃料費の増等により前年度比 6438 万 5000 円の増、減価償却費は、前年度比 43 万 9000 円の増、資産減耗費は、高額器械の除却費の影響により前年度比 540 万 1000 円の減、研究研修費は、オンライン研修への参加などの影響により前年度比 304 万 8000 円の増となり、結果、医業費用は 99 億 9191 万 4000 円、前年度比 9528 万 6000 円の増となったところです。

次に、医業外費用は、医業費用の増に伴う控除対象外消費税の増により雑損失が増となっており、医業外費用全体で 4 億 2861 万 5000 円、前年度比 2499 万円の増

となったところであり、医業費用に医業外費用を加えた市民病院事業費用の合計は104億2053万円、前年度比1億2027万7000円の増となり、これに高等看護学院事業費用7165万4000円を加えた経常費用の計②は104億9218万4000円、前年度比9949万4000円の増となったところです。

これにより、資料左側の中段の太枠水色の部分の経常損益①－②は9億4333万7000円の経常利益となったところです。

特別利益は、基準外繰入金9636万4000円の減及びその他特別利益として計上した令和2年度限りの新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等慰労金に係る補助金の減の影響等により、37万4000円と前年度比2億7484万7000円の減となったところです。

右側の特別損失は、特別利益と同様にその他特別損失として計上した令和2年度限りの新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等慰労金の減の影響等により729万3000円と前年度比1億6249万7000円の減となったところです。

左側になりますが、経常損益に特別損益を加えた当年度純損益③－④は9億3641万8000円の純利益となったところです。

次に、資料下段の資本的収支について御説明いたします。

資料の右下となりますが、資本的支出は、半導体不足等の影響による納品の遅れに伴う医療器械の繰越し等による建設改良費の減の影響等により合計11億8882万4000円、前年度比4839万9000円の減となったところです。

次に、資料の左下になりますが、資本的支出の財源となる資本的収入は、建設改良費の繰越し等による企業債収入などの減により合計7億8443万円、前年度比9984万4000円の減となったところです。

その結果、資本的収支の差し引き不足額4億439万4000円については、当年度留保資金で補填したところであります。

表の下から2段目の令和3年度決算における地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足額は、前年度比8億3808万円改善し、2億3196万4000円、資金不足比率も、前年度比10.6ポイント改善し、2.6%となったところです。

以上が青森市民病院の決算の概要であります。

次に、青森市立浪岡病院分を御説明いたします。

資料2を御覧ください。

まず、医業収益のうち入院収益についてですが、備考欄を御覧ください。

延べ患者数については、旧病院から新病院への移転に伴う入院調整や外来の休診等の影響もあり、4708人と前年度比187人の減、1日平均患者数は12.9人と前年度比0.5人の減となり、病床利用率は36.9%と前年度比1.4ポイントの減となったところです。

診療単価については、重症度の高い症例が減った影響等から2万7238円と前年度比3104円の減となったところです。

その結果、入院収益は1億2823万6000円、前年度比2028万9000円の減となったところです。

次に、備考欄の外来を御覧ください。

延べ患者数は、新型コロナワクチン接種の実施により3万2765人と前年度比5177人の増、1日平均患者数は124.6人と前年度比21.3人の増となったところですが、ワクチン接種料は、外来収益ではなく、その他医業収益に計上される影響もあり、診療単価は5332円と前年度比1287円の減となりました。

その結果、外来収益は1億7470万4000円、前年度比790万1000円の減となったところです。

次に、その他医業収益は、他会計負担金の減等により1億3640万円、前年度比3978万5000円の減となったところです。

その結果、医業収益の計は4億3934万円、前年度比6797万5000円の減となったところです。

次に、医業外収益ですが、他会計負担金の不採算地区病院の運営に要する経費の増等により6億246万4000円、前年度比4億6532万3000円の増となったところです。

この結果、経常収益の計①は10億4180万4000円、前年度比3億9734万8000円の増となったところです。

資料右側の収益的支出を御覧ください。

費用は増減で説明させていただきますが、医業費用のうち、給与費は、ヘルステックを核とした健康まちづくりプロジェクトに従事する職員の増などにより前年度比4096万8000円の増、薬品費や診療材料費などの材料費は、入院患者数の減等に伴い、前年度比1210万9000円の減、経費は、新病院の空調設備のボイラーからエアコンへの切り替えに伴う光熱水費の増などにより前年度比2686万2000円の増、減価償却費は、新病院開院に向け令和2年度に導入した電子カルテ等の減価償却が開始されたため、前年度比3113万3000円の増、資産減耗費は、前年度比7万1000円の増、研究研修費は、前年度比24万3000円の減となり、結果、医業費用は9億7847万4000円、前年度比8668万1000円の増となったところです。

次に、医業外費用は、病院建て替え事業の影響による繰延べ勘定償却費の増の影響等により、医業外費用全体で6530万円、前年度比2758万5000円の増となったところです。

医業費用に医業外費用を加えた浪岡病院の経常費用の計②は10億4377万4000円、前年度比1億1426万6000円の増となったところです。

これにより、資料左側の中段の太枠水色の部分の経常損益①－②は197万円の経常損失となったところです。

特別利益は、その他特別利益として、旧本館建物の解体に伴う補助金の未収益化分を計上したことにより合計4436万円となりました。なお、前年度の一般会計が

らの基準外繰入金 2 億 363 万 6000 円については、令和 3 年度は医業外収益の他会計負担金へ見直ししたことにより減となったところです。

右側の特別損失については、その他特別損失として、旧本館建物等の固定資産除却費を計上したことなどにより合計で 2 億 1815 万 6000 円と前年度比 2 億 982 万 7000 円の増となったところです。

左側になりますが、経常損益に特別損益を加えた当年度純損益③－④は 1 億 7576 万 6000 円の純損失となったところです。

次に、資料下段の資本的収支について御説明いたします。

資料の右下となりますが、資本的支出は、建設改良費として、新病院の新築工事費、旧本館の解体工事費、医療器械の更新費を計上するなど、合計 14 億 8846 万 9000 円、前年度比 4 億 9680 万 5000 円の増となったところです。

次に、資料の左下になりますが、資本的支出の財源となる資本的収入は、建設改良費の増に伴う企業債収入の増、病院建て替え事業に係る県補助金の増などにより合計 14 億 2828 万 3000 円、前年度比 4 億 4427 万 5000 円の増となったところです。

その結果、資本的収支の差し引き不足額 6018 万 6000 円については、過年度留保資金で補填したところであります。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足額は、令和 2 年度決算と同様、生じていないところです。

以上が青森市立浪岡病院の決算の概要であります。

最後に、青森市民病院と青森市立浪岡病院の連結による青森市病院事業会計決算額のポイントについて御説明いたしますので、資料 3 を御覧ください。

両病院の合算の結果、資料左側の中段の水色の部分の当年度純損益③－④は、市民病院の純利益の影響により、前年度より 7 億 5740 万円改善し、7 億 6065 万 2000 円の純利益となったところであり、表の下から二段目の地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足額は 1 億 9124 万 1000 円、資金不足比率は、9.6 ポイント改善し、2.1%となったところです。

最後に、今年度におきましても、青森市民病院においては、院内感染防止対策の強化に努めながら、新型コロナウイルス感染症に対する診療と救急医療をはじめとした通常診療との両立に病院を挙げて取り組むとともに、安全で良質な医療の提供と信頼される病院を目指して、病院機能の改善に取り組んでまいります。また、青森市立浪岡病院においても、新型コロナウイルス感染症への対応に取り組みながら、訪問診療・訪問看護に注力するとともに、地域住民の健康管理、疾病の治療や予防の基幹となる病院として、また、地域包括ケアシステムの中核としての役割を果たしていくため、多くの住民の皆様にご利用していただけるよう取り組んでまいります。

なお、参考資料として貸借対照表比較表を添付しておりますので、後ほどでも御覧いただきたいと思います。

以上が令和3年度青森市病院事業会計決算の概要であります。

○村川みどり委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 質疑はないものと認めます。

以上で、「令和4年第3回定例会提出予定案件」についての報告を終わります。
次に、「その他」の報告を求めます。

「ごみの減量化の進捗状況について」報告を求めます。環境部長。

○高村功輝環境部長 ごみの減量化の進捗状況について御報告いたします。
配付資料を御覧ください。

本市におけるごみの減量化の進捗状況につきましては、当常任委員協議会に四半期ごとに報告しておりますが、このたび、令和4年度の4月から6月までの第1四半期の排出状況がまとまりましたので御報告いたします。

初めに、資料左側の表1「令和4年度可燃ごみの月別排出状況（速報値）」であります。青森地区では1万9446トンとなり、前年度の同時期2万25トンと比較して579トンの減少、浪岡地区では1062トンとなり、前年度の同時期1112トンと比較して50トンの減少、平内町・今別町・蓬田村の広域町村では1009トンとなり、前年度の同時期1025トンと比較して16トンの減少となりました。

これら第1四半期の合計は2万1517トンとなり、前年度の同時期2万2162トンと比較して645トン、2.9%の減少となったものであります。

次に、資料右上の表2「家庭系及び事業系別の可燃ごみ排出状況」であります。これは4月から6月までの可燃ごみの排出量を家庭系及び事業系別にまとめたものとなっております。表の下の各地区の合計では、昨年度と比較して、家庭系可燃ごみは671トンの減少、事業系可燃ごみは26トンの増加、合計で645トンの減少となりました。

次に、資料右真ん中の表3「可燃ごみの年度別排出状況」であります。表1でお示した第1四半期の実績に増減率を乗じた年間の推計値は、各地区の合計では8万1689トンとなり、昨年度8万4145トンと比較して2456トンの減少の見込みとなっております。

最後に、資料右下の表4「令和2年度以降の可燃ごみの減量目標（青森地区+浪岡地区+広域町村）」を御覧ください。

赤い太枠で囲んでいる部分が今年度分となっております。可燃ごみの減量目標値は施策による減量効果及び人口減少に伴う減量を合わせて800トンとしており、先ほど、表3で御説明したとおり、現時点では2456トンの減少見込みとなっております。

以上が今年度第1四半期のごみ減量化の進捗状況となっております。

今後とも、可燃ごみの排出状況を注視しながら、各種取組を通じて、ごみ減量化・

資源化に努めます。

報告は以上でございます。

○村川みどり委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔岸田耕司市民病院事務局長「はい」と呼ぶ〕

○村川みどり委員長 市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 御報告の前に資料をちょっと配付させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○村川みどり委員長 お願いします。

〔議会事務局が資料配付〕

○岸田耕司市民病院事務局長 それでは、「共同経営・統合新病院整備に係る基本的事項（案）について」御説明したいと思います。

2月10日の知事・市長の県立中央病院と青森市民病院の在り方に関する基本方針に基づき、その具体化を図る基本構想・計画の策定をスタートするに当たって整理・確認しておくべき事項として、あり方検討協議会から御提言頂いた留意事項等を踏まえ、今般、「共同経営・統合新病院整備に係る基本的事項（案）」を取りまとめましたので、その内容について御報告いたします。

この基本的事項案につきましては、「（1）新病院の方向性・コンセプト」から「（9）整備・運営費負担割合」までの9項目となっておりますが、「（1）新病院の方向性・コンセプト」については、統合新病院は市民病院と県立中央病院の役割を継承していくことを確認するものであり、（2）から（8）までは、あり方検討協議会からの留意事項を基本構想・計画の中で論点として、その具体化を図っていくこと、「（9）整備・運営費負担割合」については、統合新病院は市民病院と県立中央病院の役割を継承していくことを踏まえ、今後、協議していくことを確認するものであります。

なお、留意事項等として、「（2）経営形態」については、職員団体等の意見も踏まえ決定することとしており、本年4月から職員組合との意見交換等をスタートさせているところであります。また、「（4）整備場所」については、この基本的事項案で、検討対象地として、①旧県立青森商業高校及び県立中央病院敷地、②野球場部分を除く青森県総合運動公園、③青い森セントラルパークの3か所をお示ししておりますが、県立中央病院と青森市民病院とが統合する新病院の整備場所の候補地となるためには、少なくとも県立中央病院を上回る規模の面積が必要と考えられることを踏まえ、県有地と市有地で将来的に活用可能な土地について、合同検討チームで抽出した結果、検討対象地としてなりうるのは3か所となったものであります。今後、この検討対象地について、提言で頂いた留意事項を踏まえ、絞り込んでいきたいと考えております。

今後の方針としてですが、県・市議会への報告等の所要の手続を経て、県・市議会の御議論を頂いた上で、令和5年度中をめどに共同経営・統合新病院に係る基本構想・計画を策定してまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○村川みどり委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 私は、そもそも、この話を夕方のニュースで見て、初めて知ったわけなんですけれども、そもそも論の話として、最後のところに、今後の方針として、「県・市議会への報告等の所要の手続」という言葉があるんですが、この市議会への報告というのはどのように考えているのでしょうか。

○村川みどり委員長 市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 現在、まず、皆様方に、この基本的事項案というのを常任委員協議会でお示ししました。それで、また、今後、策定に当たっては、案というのを取りまとめられていくので、その節目節目においては皆様方に御報告してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 じゃあ、その都度都度で、常任委員会の場ですか——で報告するのでしょうか。

○村川みどり委員長 市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 それぞれ、これから具体化を図っていくわけなんですけれども、全て一括で出せるか、それぞれの項目において出せるかというのは、今後、議論の中で検討して、皆様方にお示しできる段階でお示ししていきたいと考えております。

以上でございます。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 となると、市議会に何を報告するのかというのも、その合同検討チームの中で検討されていくということですよ。

○村川みどり委員長 市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 まず、今、確実に言えるのは、この中で記載しておりますけれども、我々は、案から成案にしていく過程の中では、必ず皆様方に、その案の段階でお示しします。それで、あと、9つある部分のもの、それぞれについては、それぞれでどの段階でいけるかというのは、中のほうで調整しながら、そのタイミングに合わせて御報告してまいりたいというふうに考えております。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 それから、市議会への報告も、当然大事な、もう絶対必要なことなんですけれども、病院運営審議会もあると思うんです。そこへの報告というのはどう

考えているのでしょうか。

○村川みどり委員長 市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 私どもは、これまで、例えば、あり方検討協議会の資料等についても、その都度、病院運営審議会の委員には送っております。それで、年1回、今後、決算の認定を受けた後に病院運営審議会が開かれるんですけれども、その際にも、また、今までの進捗とかをお知らせしながら、病院運営審議会の御意見があれば、伺ってまいりたいというふうに考えております。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 前、市民病院事務局長がおっしゃっていたのは、聞かれたら答えますよというふうな趣旨でお答えいただいたと思うんですけれども、聞かれたら答えるというスタンスは、やはり報告だとは言わないと私は思いますので、そこは、ぜひ積極的に、都度都度、報告していただきたいなというふうに思います。

それで、もうちょっと具体的に今回の出されたものについて、幾つか聞きたいんですけれども、共同経営・統合新病院整備調整会議、これは、今、4月からチームを立ち上げて、設置したということなんですけれども、今年度、どれぐらい開催されているのでしょうか。

○村川みどり委員長 市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 共同経営・統合新病院整備調整会議は、我々実務者、県病と市民病院との実務者間、さらには県病の関係部局、市民病院の関係部局で、8月8日に1回開かれて、この基本的事項案について検討していこうということで、1回開いております。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 じゃあ、1回開いた内容が、この内容だということだと思います。議事録は取っているのでしょうか。

○村川みどり委員長 市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 あくまでも内部の会議になっていますので——申し訳ありません。これは内部の実務者の会議になっています。それで、議事録というものは取っていないと思っております。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 取っていないと。そうすると、どういう過程でこういった内容が出てきたのかという、透明性といいますか、そういうところはしっかり、やはり検討する材料としても——検討というか、出されているものをそのまま、はい、そうですかというふうに私は受け止めきれないので、やはり考える材料としては必要だし、市民にも当然知らせていく必要が出てくると思うんです。

それで、場所の問題がマスコミでも結構大きく取り上げられましたけれども、場所の問題だけではなくて、例えば、経営の形態だとか、病床の規模がどうなるのかといったことも、やっぱりすごく市民の関心は高いし、重要な部分だというふうに

思うんです。この経営形態で、「自律的・弾力的かつ着実な運営が期待される企業団又は地方独立行政法人のいずれかを基本とする」と。どちらかを取るということだと思っただけけれども、この考え方なんかは、今、示すことができますでしょうか。どういう過程でこういう結論になったのか。

○村川みどり委員長 市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 先ほど申し上げましたとおり、あり方検討協議会から提案された部分が、提言の中で留意事項と示されたものが（２）から（８）であります。それで、市民病院と県立中央病院がやっていくに当たっては、当然、企業団方式——我々は一部適用です。財務適用しかありません。県病は全部適用です。それで、一緒にやろうとすれば、企業団方式という全部適用になるのが１つ。または、もう１つは、地方独立行政法人という形態を取るのが１つになるかと思えます。それで、あり方検討協議会の中で、今後、やはり新しい病院として自立的にやっていくに当たっては、この２つのいずれかを基本に考えていってくださいますという提言に基づいて、ここに記載されているものであります。それで、このいずれかを取るかは、今まさに、職員団体等の意見も踏まえながら、決定していこうとしている段階です。今回は、あくまでも皆様方にお示ししたのは、今後、基本構想・計画をスタートさせるに当たって、お互いに確認していくものとして、きちっと整理しておきましょうというものをまとめたものであります。

以上でございます。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 ベースはあり方検討協議会のものがあってのことだと思っただけけれども、経営形態を１つ取っても、その職員の待遇がどうなるのかとか、それから自治体病院としての役割がどうなるのかということも、すごく大事なテーマになってくるというふうに思うんです。病床だってどうなるのかというのが分からないままに、取りあえず、こういうふうに決まりましたというふうなことを示されても、それはそれでまた話が違ふと思うんです。やはり、どういう議論でそういうふうになったのか——まあ、ベースはあり方検討協議会があるんでしょうけれども、その上に乗っかって、さらに調整会議というのがあるんでしょうから、そういった過程なんかは、しっかりと明らかにしていただきたいなというふうに思うんです。報告にしても、都度都度しっかりとしていただきたいというふうに、要望をしておきます。

○村川みどり委員長 ほかに御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

また、委員の皆さんから御意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)